

資料2

○小城市スポーツ推進審議会条例

平成23年9月22日

条例第10号

小城市スポーツ振興審議会条例(平成17年小城市条例第90号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、小城市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ調査審議し、答申する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備に関すること。
- (3) スポーツ技術及びスポーツ指導者の資質向上に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成並びにスポーツ行事の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議会の答申が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。